

福祉タクシー利用料金助成事業

○対象者

在宅で一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で次のいずれかに該当する方

- 1 満65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 3 療育手帳の交付を受けている方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 5 難病の医療受給者証の交付を受けている方

○利用の限度

年48回まで(申請月により回数が異なります)
※往路、復路それぞれ1回として数えます。

○利用方法

利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社と連絡をしてご利用ください。

○利用者負担

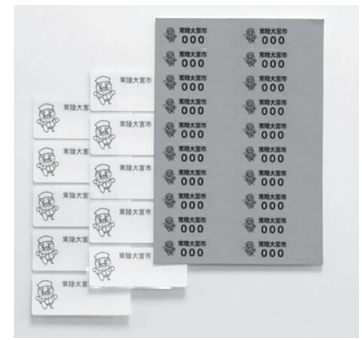
タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円以上	3,000円を差し引いた額

☎ 長寿福祉課 高齢者支援 G 52-1111 内線 175

山方支所 ☎ 57-2111 美和支所 ☎ 58-2111 緒川支所 ☎ 56-2111 御前山支所 ☎ 55-2111

おかえりマーク登録事業

行方不明となった場合の早期発見および身元確認を容易にするための「おかえりマーク」(右写真)を交付します。



○対象者

認知症等により道に迷うおそれのある方

○申請できる方 利用対象者本人、家族等

○利用者負担 無料

○配布するもの

登録番号の入った2種類(防水反射素材20枚・アイロンシール10枚)のお帰りマーク

○申請方法

事前の登録が必要になるため、緊急連絡先(2名分)、写真(顔写真・全身写真)を持参してください。登録した情報は、ご本人と申請書の同意を得て、茨城県警察へ提供します。

家族介護慰労金の受付が始まります

在宅で重度要介護高齢者を介護している家族に対して、その労をねぎらい家族の経済的負担を軽減するため、「家族介護慰労金」を支給します。

該当する方は長寿福祉課または各支所で申請手続きを行ってください(個人へのお知らせは行いませんので、ご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月下旬までに結果を通知し、該当者へ慰労金を支給します。

受付期間	7月1日(火)～7月31日(木)
基準日	令和7年6月30日(月)
慰労金の額	6万円または12万円 ※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。
申請先	長寿福祉課または各支所

※主な支給要件等の詳細は、長寿福祉課にお問合せください。お知らせ版5月26日号、市のホームページにも掲載しています。

申請・☎ 長寿福祉課 高齢者支援G

☎ 52-1111 内線175

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の有効期限が終了します

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和7年 7月31日(木) までです。

介護保険負担割合証

令和7年8月1日から使用する新しいものは、自動で更新し、7月下旬に郵送します。

介護サービスを利用するときは、必ず介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

介護保険負担限度額認定証の申請

施設サービスの食費と部屋代は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方には負担軽減を行っています。

8月1日以降の認定申請がお済みでない方は、8月29日(金)までに、長寿福祉課で申請手続きをお願いします。(該当している方には6月上旬に通知しています。)

申請・☎ 長寿福祉課 介護保険G

☎ 52-1111 内線174・176